

地域に飛び出せ大学生！おかやま元気！集落研究・交流事業補助金交付要綱

（目 的）

第1条 知事は、おかやま元気！集落における諸課題について、地域と協働して現状把握、課題分析を行い、課題解決や地域活性化に向けた方法の検討に取り組む大学の研究室等の研究活動を支援することで、若者の視点や発想を生かした課題解決・地域活性化方法の企画立案を促すとともに、若者と中山間地域等との交流を促進し、若者の中山間地域等への関心や愛着の醸成等を図るため、予算の範囲において、地域に飛び出せ大学生！おかやま元気！集落研究・交流事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、岡山県補助金等交付規則（昭和41年岡山県規則第56号。以下「規則」という。）の規定によるほか、この要綱の定めるところによる。

（交付対象）

第2条 補助金の交付対象は、日本国内に大学を設置する法人とする。

（補助対象事業等）

第3条 補助金の交付の対象となる事業の内容及び補助率等は、別表のとおりとする。

2 補助金の額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

（補助金の交付申請）

第4条 補助金の交付を申請しようとする法人の代表者は、交付申請書（様式第1号）に事業（変更）計画書（様式第2号）を添えて、知事に提出しなければならない。

2 前項の交付申請をするに当たって、当該補助金における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（交付対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額の金額をいう（以下「消費税等仕入控除税額」という。））を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

（補助金の交付決定）

第5条 知事は、補助金の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類審査及び必要に応じてヒアリングを行い、適当であると認めたときは、速やかに補助金の交付の決定（以下「補助金交付決定」という。）をするものとする。

2 知事は、補助金の目的を達成するために必要があると認めるときは、補助金の交付に条件を付すことができる。

（決定の通知）

第6条 知事は、補助金交付決定をした場合は、速やかにその決定の内容及びこれに条件を付したときはその条件を、補助金の交付の申請をした法人の代表者に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第7条 前条の通知を受けた法人の代表者（以下「補助事業者」という。）は、同条の補助金交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、同通知を受けた日から起算して15日を経過する日までに、知事に文書で届け出ることにより、補助金の申請を取下げることができる。

(変更等の承認)

第8条 補助事業者は、通知を受けた事業（以下「補助事業」という。）の中止若しくは廃止、又は内容を変更しようとするときは、あらかじめ、事業変更（中止又は廃止）承認申請書（様式第3号）により、知事の承認を受けなければならない。ただし、次に定める軽易な変更については、この限りではない。

- (1) 補助対象経費の20パーセント以内の減額
- (2) 補助の目的に影響を及ぼさない軽微な変更

(実績報告)

第9条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、速やかに実績報告書（様式第4号）に実施結果調書（様式第5号）を添付して、知事に提出しなければならない。

- 2 第4条第2項ただし書に該当する補助事業者は、第1項の実績報告書を提出するに当たって、当該補助金の消費税等仕入控除税額が明らかになった場合には、これを当該交付対象事業の交付対象経費から減額して提出しなければならない。
- 3 第4条第2項ただし書に該当する補助事業者は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金の消費税等仕入控除税額が確定した場合には、その金額を消費税等仕入控除税額報告書（様式第8号）により速やかに知事に提出するとともに、これを返還しなければならない。

(補助金の額の確定)

第10条 知事は、前条の規定による実績報告書を受領したときは、その内容を審査し、その報告に係る補助事業の内容が補助金交付決定の内容に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、当該補助事業者に通知するものとする。

(補助金の支払)

第11条 知事は、前条の規定による補助金の額の確定後、補助事業者から提出される請求書（様式第6号）により補助金を支払うものとする。ただし、補助金の交付の目的を達成するため特に必要があると認めるときは、補助金の概算払をすることができるものとし、この場合、概算払を受けようとする者は、概算払請求書（様式第7号）を知事へ提出するものとする。

(補助金交付決定の取消し等)

第12条 知事は、補助事業者が次の各号の一に該当するときは、補助金交付決定を取消し、若しくは交付決定額を変更し、又は既に交付した補助金の返還を命じることができる。

- (1) 不正の手段により補助金の交付を受けようとし、又は受けたとき。
- (2) 補助金の交付の目的に反して補助金を使用したとき。
- (3) 補助金の交付の条件に違反したとき。

(4) 交付の決定後生じた事情の変更等により、交付対象事業の全部又は一部を継続する必要がなくなったとき。

(5) その他この要綱の規定に違反したとき。

(補助金の経理)

第13条 補助事業者は、補助事業の執行及びその収支について一切の状況を明らかにする帳簿その他の関係書類を整備し、当該補助事業完了の日の属する年度の終了後、少なくとも5年間はこれを保存しなければならない。

(補助対象事業の検査等)

第14条 知事は、補助金に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは、補助事業者に対して報告をさせ、又は当該職員にその事務所、事業所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

(補助金交付の際付す条件)

第15条 知事は、補助事業者が、当該事業によって取得し、又は効用を増加させた財産（以下この条において「取得財産等」という。）を処分することにより収入があると認める場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。

2 補助事業者は、取得財産等については、事業完了後においても善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従ってその効率的な運営を図らなければならない。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し、必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行し、平成29年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行し、平成31年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行し、令和2年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行し、令和3年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行し、令和4年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行し、令和5年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行し、令和6年度の補助金から適用する。

別表（第3条関係）

| 補助対象事業 | 調査・研究対象地域 | 補助対象経費 | 補助率 | 補助限度額 |
|---|---|--|---------|--|
| 大学の教員が主催する研究室等が実施する地域課題の解決や地域活性化に向けた調査・研究 | おかやま元気！集落実 施要綱（平成22年4月 1日施行）により登録さ れたおかやま元気！集落 | 調査・研究活動に要する経 費（旅費・宿泊費、消耗品費 、通信運搬費、印刷製本費、 保険料等）。 ただし、他の補助金、収入 金（寄付金、参加料等）があ る場合は、当該経費からそれ らの額を控除した経費とす る。 | 10/10以内 | 1年目： 500千円 2年目以降： 400千円以下 |